

第 8 期第 6 回立川市生涯学習推進審議会 会議録

開催日時 平成 29 年 2 月 27 日（月曜日） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

開催場所 立川市女性総合センター（AIM）5 階第 1 学習室

出席者 [委 員] 朝岡 幸彦 会長 佐藤 良子 副会長

倉持 伸江 委員 眞壁 繁樹 委員

梅田 茂之 委員 枝村 珠衣 委員

竹内 英子 委員 檜崎 茂彌 委員

難波 敦子 委員 萩本 悦久 委員

宮本 直樹 委員

[事務局] 浅見 孝男 生涯学習推進センター長

諸井 陽子 管理係長 鳥野 純一 管理係員（記）

次第

1. 開会
2. 生涯学習推進審議会会長 挨拶
3. 生涯学習推進センター長 挨拶
4. 第 8 期第 5 回立川市生涯学習推進審議会 会議録について
5. 報告事項
 - (1) 行事等の報告及び今後の予定について
 - (2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 第 48 回関東甲信越静社会教育研究大会における分科会事例発表について
6. 協議事項
 - (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 平成 29 年度役員（会計）候補者の選任について
 - (2) 生涯学習施策の進捗評価について
7. その他
8. 議事の要旨（要点）の確認

配付資料

1. 第 8 期第 5 回立川市生涯学習推進審議会 会議録
2. 行事等の報告及び今後の予定について
3. 第 48 回関東甲信越静社会教育研究大会静岡大会における分科会事例発表について（依頼）
4. 平成 29 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会第 5 号議案 平成 29 年度役員（案）について
5. 平成 28 年度 立川第 5 次生涯学習推進計画「具体化の取組」進捗評価表
6. 平成 29 年度の進捗評価表（案）

会議内容

1. 開会

2. 生涯学習推進審議会会長挨拶

(会 長) 本日が平成 28 年度の最後となります。任期はまだ残っていますが、ここで一区切りをつけて、来年度また皆様とやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 生涯学習推進センター長挨拶

(事務局・センター長) 28 年度の経験を踏まえて、来年度はよりよい会議のあり方を提案したいと考えています。よろしくお願いいたします。

4. 第 8 期第 5 回立川市生涯学習推進審議会 会議録について

(事務局・管理係長) 委員 2 名から、2 か所について修正のご意見がありました。

(会 長) 修正箇所を含めて、会議録を承認してよろしいですか。(異議なし)

5. 報告事項

(1) 行事等の報告及び今後の予定について

(事務局・管理係長) 資料 2 をご覧ください。

東京都市町村社会教育委員連絡協議会(以下「都市社連協」とする。)定期総会は、29 年度会長及び会計はご出席いただく必要があります。いずれも立川市生涯学習推進審議会(以下「生涯審」とする。)から選出の見込みです。他に表彰対象委員が 1 名おり、ご出席と伺っています。その他の委員については、欠席の場合は後日委任状を作成いただきます。29 年度都市社連協会長市を務めますので、ぜひご出席ください。なお総会は報酬と交通費の支給対象です。

29 年度の生涯審は、現時点では月曜日とし、7、9、10、1、3 月の開催を考えています。不都合があればお申し出ください。29 年度初回を 7 月としたのは、28 年度事業の決算資料等を整理する期間が必要となるためです。

(会 長) 生涯審は委員 1、2 名の欠席はやむをえませんが、多数の委員がご欠席となる場合は再考します。

(事務局・管理係長) 第 9 期生涯審の任命については、現時点では 7 月 1 日を考えています。都市社連協の役員等を決定する際に、生涯審会長が(生涯審初回の開催までは)未定となってしまうのを防ぐためです。この場合、平成 30 年 4 月から 6 月は一時的に生涯審及び社会教育委員が空席となります。

(会 長) 空席の間は第 8 期委員が代行することも視野に入れて考えておきましょう。

(2) 都市社連協 第 48 回関東甲信越静社会教育研究大会における分科会事例発表について

(事務局・管理係長) 資料 3 をご覧ください。

関東甲信越静社会教育委員連絡協議会(以下「関東ブロック」とする。)の輪番により、当該研究大会における分科会 5 テーマのうち、1 つのテーマの事例発表を都市社連協が分担することになっています。都市社連協会長市である八王子市が、事例発表の希望調査を行っています。希望者は 3 月 3 日(金)までに

立川市事務局にご連絡ください。なお報酬と交通費の支給対象外ですが、事例発表者については参加費が無料となる旨、大会運営より伺っています。

八王子市調査の結果で希望者がなければ、次期会長市として八王子市と調整して発表者を決定します。

(事務局・管理係員) 立川市からではなく、都市社連協の中から1名ということですが、せっかくの機会ですので、事例があれば立候補してみてもはいかがでしょうか。

(委員A) 副会長はよい事例発表ができるのではないのでしょうか。

(副会長) やるとなれば、できないことはありませんが…

(会 長) 他の自治体の様子を見ることにしましょう。立川市は会長市になるので、でしゃばりすぎるのもうまくありません。

(事務局・センター長) 八王子市と相談し、他の自治体で希望がなければということでしょうか。

(会 長) それでお願いします。

6. 協議事項

(1) 都市社連協 平成29年度役員(会計)候補者の選任について

(事務局・管理係長) 資料4をご覧ください。

都市社連協会長市から会計を選任することになっています。会計は、総会等の会議に出席が求められます。総会で任命されます。

(会 長) 事務局から提案はありますか。

(事務局・管理係長) 副会長にお願いするのはいかがですか。

(副会長) 承知しました。

(会 長) 他の委員にもご異議がないようですので、副会長を推薦することとします。

(2) 生涯学習施策の進捗評価について

(会 長) まずは残っている2項目について審議します。資料5の13から14ページです。事務局より説明願います。

(2)-1 III-2-①「コーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化」

(事務局・管理係長) 各施設に配置された職員が、地域の活動内容やキーパーソンを把握し、コーディネートする力を発揮できるよう、市民と協働で学びを展開する実践力等を、研修等を通じて養っていこうというものです。

課題は、課として一層の職員資質向上に努めていく必要があることです。

今後の方向性としては、課内研修の回数を増やし、また東京都生涯学習部門が主催する人権や家庭教育などの関連研修にも業務の一環として職員を派遣し能力向上を図っていきたいと考えております。

(事務局・管理係員) 補足します。立川市第5次生涯学習推進計画(以下「計画」とする。)における該当ページは38から39ページです。計画に挙げられているものの、進捗評価表に記載がない取組事項として「生涯学習コーディネーター資格取得に対する支援の検討」がありますが、これは現時点で行っておらず、実施の見

込みも立っておりません。また、成果としては、東京学芸大学公開講座の活用等、進捗評価表に挙がっていないものもあります。

(事務局・管理係長)他にも、平成27年度は、講座担当者会議(当時)の中で、センターの職員が講師となって研修を行いました。

(会長)事前にご意見を出されている方から順番にご発言いただきたいと思います。委員Bのご意見は、職員の学びを励ますような方針を持った方がよいということだと思いますが、補足等ありますか。

(委員B)(28年度から)生涯学習推進センターの職員が、研修として、たちかわ市民交流大学市民推進委員会の会議を傍聴するようになりました。どの程度研修になるかは会の質にかかっている部分がありますが、センター長の配慮に感謝しています。職員の方と交流の機会ができたことはありがたいと思っています。計画策定当初は、生涯学習推進センターに社会教育主事が配置されることを狙っていたこともありますが、市の全体の流れを見るとなかなか困難なようです。社会教育主事資格を持っている職員もいるようですが、社会教育主事としては発令されていないようです。市として専門職を大事にしていく姿勢が大切だと思います。歴史民俗資料館においても、学芸員有資格者として採用しているのは嘱託職員だけで、正規職員の(学芸員としての)発令はないようです。嘱託職員は昇給制度がないので、研究実績を積み上げても先が見えないというのもあり、有能な人材が外部に流出してしまう恐れがあります。専門職を養成していくという姿勢を顕示することが大切だと思います。

(会長)委員Cは、客観的評価制度を設けて職員の評価を行う、具体的には学習館対抗のコンペティションの導入が挙げられていますが、補足があればお願いします。

(委員C)(客観的評価制度の)結果として出てくる職員の評価が高い人が周囲を引っ張っていく仕組みができればよいと思っています。

(会長)委員Dは、職員を外部研修に参加させるようにという意見だと思いますが、補足があればお願いします。

(委員D)目的に合致した研修を選ぶことが大事だと思います。

社会教育主事が置かれていないということですが、現業に就きながら研修等で資格取得できる仕組みはないのでしょうか。

(事務局・センター長)大学等で長期間集中的に講義を受ければ取得できるようですが、1、2か月の間仕事を休まなければ取得が難しいと聞いています。

(委員E)上野に社会教育実践研究センターがありますが、約1か月半の短期講習のようです。最近では通信教育で補う制度もあるようですが、通学が必要なので仕事は大分制限されてしまうでしょう。日常業務をしながら取得する仕組みはまだなかったと思います。有資格者を置いている自治体の中には、(受講の)予算を確保し、職員を派遣している例もあると聞いています。

(会長)社会教育主事資格は、司書や学芸員と同様で、原則的には大学で定められた課程を修了する必要があります。卒業後は働きながらでは難しいので、主事講習という形で、一定期間、大学や研修機関で学ぶことで取得できます。

(委員F)資格取得制度が無いというのは、立川市に、職員を数か月間(社会教育主事資

格取得のために) 派遣する制度が無いということですか。

(事務局・センター長) そのとおりです。

(会 長) 無いものは作ればよいとも考えることはできますが、(一般職として採用されている) 社会教育主事有資格者もいるようです。新たに有資格者を採用するだけでなく、既にいる有資格者を社会教育主事として発令しなおす方法もあります。

委員G、委員A、委員Fは、社会教育主事について意見を出されておりますが。

(委員G) 立川市にも(有資格者が)数名いると聞いていますが、(社会教育関係の部署に配属されなければ、社会教育主事としての) 活躍の場が無いと思います。そういう方の活用が必要だと思います。また(有資格者を) 動員できるような方法を考えてほしいです。

(委員A) 社会教育主事有資格者で、その職務に近い仕事をしている職員がいますよね。でも(社会教育主事としては) 発令していない、その理由を教えてください。

(事務局・センター長) これまでも立川市では発令がなかったのですが、(人事当局が考える) 一番大きな理由は、社会教育主事というポストを増設することに抵抗があるのではないかと思います。生涯審開催時点で、生涯学習推進センターには有資格者が4名います。正規職員2名、嘱託職員2名です。学校教育の部署における指導主事は、指導主事として発令を受けて仕事をしています。社会教育主事としての発令はやっていないし、今後も難しい印象です。近隣では昭島市や杉並区等で社会教育主事職での任命があると聞いています。

(委員A) 社会教育主事は、一般職の職員と仕事の内容が違うのですか。例えば給料が高い等あるのでしょうか。

(事務局・センター長) 待遇が違うというのはあると思います。

(事務局・管理係長) ポストを増やすということは、職員の採用時に(一般職採用とは別枠で)「社会教育主事資格を持つこと」という条件を設ける必要があります。現状、人事当局が職員が有資格者かどうかを把握するためには、本人の申し出によるしかありません。

(事務局・センター長) 立川市は一般職としての採用となっています。立川市では学芸員についても同様で、学芸員としての発令はありませんが有資格者がいます。できれば変えていきたいと考えているところです。

(会 長) 社会教育主事資格や発令の問題については、平成29年度に改めて議論した方がよいでしょう。社会教育主事は、社会教育法に規定があり、必置事項となっています。しかし、立川市を含めて社会教育主事として発令していない自治体が多いのが現状です。同法に罰則規定はありません。(社会教育主事を置かない自治体が多いのには) 歴史的経緯も関係しているようです。社会教育主事の職務の内容も社会教育法に規定がありますが、主に社会教育計画を立案することです。これは社会教育委員の職務と同じであり、我々が社会教育委員として計画を立案する際に本来相談相手となるのは社会教育主事なのですが、いないので事務局と調整しながらやっています。その上で、各自治体の状況に応じて、どのように任用するのか。専門職として採用するか、一般職として採用し、異

動時に任用するのか。様々なやり方がありますが議論の余地があります。一度学芸員等として採用すると、例えば博物館が無くなった場合に一般事務に転用できるかが問題となってきます。教師等は議論の余地があるようですが、社会教育主事の場合はケースバイケースのようです。多摩地区は公民館がたくさんあったこともあり、かつては多くの自治体に社会教育委員がいたようですが、その後を埋めなかったようです。

(委員A) 生涯学習コーディネーター資格とは何ですか。

(事務局・センター長) 計画策定時に(当時の生涯審で)出たご意見をもとに盛り込んだもので、民間資格です。現時点では、その資格取得支援の取組は検討しておりません。

(会長) 大まかに言うと、社会教育や生涯学習に関わる専門資格は2つに分かれています。1つは社会教育主事のように法的根拠があって養成課程等の定めがあるもの、もう1つは多数ある民間の学習支援資格です。計画に載っているのは、一般的な意味で生涯学習のコーディネートができるような人を育てて資格認定すべきだという趣旨だと思います。

(副会長) まちづくりや観光など、「コーディネーター」の資格養成はあらゆるところ、あらゆる分野で行われていますね。生涯学習コーディネーターはどこで取得できるのですか。

(事務局・管理係員) いくつか類似の資格があると思いますが、文部科学省認定社会通信教育の生涯学習コーディネーターは、一般社団法人社会通信教育協会が研修を実施しているようです。

(会長) 民間資格に関しては、行政の立場で特定の1つを推進するのは難しい場合があると思います。計画ではあえて特定せずに一般的な意味で記載した記憶があります。

委員Hのご意見に、正規職員でコーディネート役が難しければ、地運協や民間の社会教育主事有資格者と三者で運営していく柔軟な体制もよいのでは、とあります。補足等あればお願いします。

(委員H) 独自の意見になっていると思いますが、市民と市職員の二者だけでなく、民間の力も加えた方がうまくいくことがあります。錦学習館のプレ錦まつり等は、東京学芸大学の方が入っていただくことによって、うまくまわっている感じがしています。こうした形にしないと、中々前に進んでいけないと思います。社会教育主事の未配置に関しては、10年も前から何も変わっていないのには諦めすら感じてしまっていますが、担当部局としては配置を訴え続けなければならぬし、生涯審としても同様だと思います。理想は、社会教育主事配置なのですが、現実を取って(三者運営という)独自の意見を述べました。

(委員E) 一昨年から東京学芸大学で、コミュニティ学習支援コーディネーター養成講座として、様々な自治体の職員等に参加してもらって研修会を行っています。資格も大事ですが、中身、つまりコーディネート力をつけることがより大事です。大学等の外部機関と連携して専門性を高める方法があつてよいと思いますし、大学側も積極的に働きかけるのが役割であると思います。様々な角度から職員

の力量形成する機会を作っていくとよいのではと思いました。

(副会長) 自治組織の中にも大学と連携しているところがあります。地域と大学とがうまく連携し、若い人や高齢者の考え方等を察知しながらまちおこしをしています。大学を利用するというと聞こえが悪いですが、機会があればどんどん地域を巻き込んでいただければ、魅力あるまちおこしができると感じています。

(委員E) それを通して市の職員も学んでいく。

(副会長) そうですね。

(会 長) 大学は遠慮せずにどんどん利用していただいでかまいません。

委員Iはいかがですか。

(委員I) 職員のコーディネート力はもちろん必要ですが、異動があっても情報共有を確実にやってほしいです。情報を持ったまま異動されてしまっはもったいないと思います。(引継書等の) ベースを作っておいて共有しないと、コーディネーターという名前だけで終わってしまうと思います。

(会 長) 今回は、各委員のご意見を参考にして予めコメント文案を作成してお配りしています。ただ今の議論を踏まえて文案を修正し、次のとおりとしたいと思いますがいかがでしょうか。

「市職員には地域と市民の実情を把握し、分析すると共に、市民の活動や学習を支援するためのコーディネート能力が不可欠なものとなっています。市民に最も近い職場の一つである地域学習館や生涯学習推進センター、社会教育施設の職員には、社会教育主事資格の取得・発令や積極的な専門研修への参加が求められています。大学等と連携することで、職員と市民とが協働して専門性を高め、優れた能力を持ち実践を行う職員が評価されるような仕組み作りが急務です。」

(委員A) 「職員と市民とが協働して専門性を高め」というと、市民も専門性を高めるべきと言っているように読めますが。

(会 長) そのような意味を敢えて持たせています。委員Hのご意見を踏まえています。職員だけが力をつければよいというわけではなく、市民の側も、評価者として一定の能力を持った方がよいのではないかということです。

(委員C) 高松学習館運営協議会に大学教授の方がいますが、その委員から「我々委員も社会教育主事を取ったらどうか」という勧めを受けたことがあります。このコメント案の記述を見ると、そういうことかという感じがします。

(会 長) 特定の職員の問題だと思わない方がよいという趣旨です。これでよろしいですか。(異議なし)

(2) -2 III-3-①「公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進」

(事務局・管理係長) この取組の目的は、施設予約システムを導入することで利便性を図ることです。学習等供用施設は地域の指定管理者が窓口で直接申し込みを受け付けており、地域組織の良さを生かした方法としています。それぞれの特徴を生かしながら、より一層の利用促進を図っています。

取組状況としては、施設予約システムによって市内各施設が公平公正に利用さ

れています。

今後の方向性としては、施設により利用状況に差があり、空き状況やイベント事業等の情報共有を進めることから始め、市内社会教育施設の有効利用や事業連携につなげていけるよう研究したいと考えています。

課題としては、行政利用による施設の先行予約が増えると、社会教育関係団体の活動を阻害することにも繋がってしまうことです。

(事務局・管理係員) 課題については、進捗評価表の I-1-①「多様な運営主体による事業の開催」で挙げたものと類似しており、そこで議論していただいたことがそのまま当てはまるかと思えます。

その他補足します。進捗評価表に挙げられていない取組は、計画の 40 ページに記載されています。高校生や若者等との学びと体験の場を確保すること、民間事業者との連携、利用者懇談会等の開催、歴史民俗資料館との連携等、幅広い団体等と連携を図ることで多様な施設利用を推進していこうという趣旨の取組を行っているところです。

取組状況として、学習館と学習等供用施設の連携事業は現状特になしという旨の記載がありますが、事業は行っていませんが、例えば施設の空き状況や利用目的に応じた他施設の紹介や、各館まつりへの相互参加等の連携は徐々に行っています。

(会長) 委員 H から順番に、予め出されたご意見に補足等ありましたらお願いします。

(委員 H) 施設が有効に活用されることが、市民にとってよいことだと思っているので、市の公共施設に留まらず、民間施設の活用も視野に入れて全体で考えるということが(意識から)抜けないでください、という思いです。立川市は様々な事情から多くの公共施設を抱えており、その保全に大変な費用がかかることが分かっています。これをどのように最適化していくかが重要な課題です。最適化がそのまま市民の活動場所の確保という課題に直結してくると思います。よく意識して進めていかないと、後で大変なことになる。一般市民が言わなくても大丈夫だろうと思っていると、実は考えていませんでした、となる。そういうことが結構あったのです。ぜひ、生涯学習部門が公共施設適正化の議論に参加して情報連携を図っていただきたいと思えます。

(委員 F) 私の地域ではこびら橋会館をよく使用しています。会館運営協議会による運営で、市職員が常駐していませんが、市職員がいないことによって、地域の人々がある種自主的に協力して会館を守っており、非常に良い運営だと思えました。

(委員 A) 施設予約システムによる予約は、最終的には窓口にて本予約を行わなければなりません。そうではない(インターネットで完結する)自治体もあると聞いています。立川市はなぜこのようにしているのか、理由を知りたいと思います。

(事務局・センター長) 無断キャンセルを防ぐという目的があります。しかしながら、実際には無断キャンセルが結構あるので、課題の一つです。

(事務局・管理係員) これからは、利便性の面で、インターネット経由での本予約や導入施設の増加といった方向も徐々に検討していく必要があろうかと思えます。同時に、使用料のオンライン納付やコンビニ支払い等も含めて、検討していく必

要があるという認識は持っています。ただ、高齢者等、完全にオンライン化してしまうと困ってしまう方も中にはいらっしゃる。バランスを考える必要があります。

(委員A) (完全オンライン化を導入済みの) 他自治体では、課題をどのようにして解決しているのか、把握する等していますか。

(事務局・管理係員) 具体的に収集している段階ではありませんが、他自治体の事例からメリット・デメリットを整理し、立川市ではすぐではないかもしれませんが、ゆくゆくは検討していきたいという認識です。

(会 長) 改善の余地が多数あることは確かですね。では委員Gをお願いします。

(委員G) 学習等供用施設管理運営委員会の資質向上について書きました。今は大分変わってきていると思いますが、どこか仲良しクラブの集まりのような雰囲気を感じたことがあります。公平性等の観点から適切に運営してほしいと思います。

(会 長) 委員Dはいかがですか。

(委員D) 私は手続き上の公平さや柔軟さ以前のことが気になりました。学習等供用施設は市民による運営でやっていますが、本当にこの施設を使ってほしい人はどんな人なのかということ、運営者が柔軟に考える機会を作った方がいいと思います。学習館は運営協議会の委員が運営に携わっていて、地域課題は何だろう、どんな人を呼び込むための企画をしようというような議論の機運が高まっています。学習館と学習等供用施設の連携というのがいまひとつ見えないので、本質的な部分を共有した上で、もっと様々な人に開かれる可能性があるのではと思いました。

(会 長) 委員Cをお願いします。

(委員C) 現場で見ていると、スマートフォンやパソコンが使えるかどうかで(施設が)取れる取れないが決まってしまうことがあるのは厳しい差になっていると肌で感じます。障害者が施設を活用したいと思ったときに、どういう方法で取れるのかのイメージが湧きません。また、(施設予約システムを)使えるということさえ知らない人がいたり、各種登録制度によって使えるようになる施設があることや、施設使用料が減免になる場合があることを知らない人もいたりして、格差が色々なところに出ていると感じています。学習等供用施設は施設予約システムによる予約ができないので、(予約解禁日の)朝早くから並んでいる人もいと聞きます。「公平で柔軟な施設利用の推進」が進んでいるかどうかでいうと、進んでいるようには見えないなという印象です。

(副会長) 上砂会館では、整理券を配って順に受付をしています。待機場所も確保しています。また、会館利用についての相談窓口を設けて、予約方法や使い方等を指導しています。管理運営委員会がコーディネーター役となって、地域課題を察知して、研修や講習を組んだりもしています。貸館業務はサービス業の一つとも言えます。いつでもだれでも使えるということは発信していくべきだと思います。

(会 長) 地域住民が運営するメリットが出ていますね。では委員Bいかがですか。

(委員B) 学習館の利用時間枠の変更を検討した方がよいと思います。体育館は既に(指

定管理者制度導入時に) 枠の変更を行っています。変更により体育館の利用が増えたと聞いています。もし学習館を民間が運営するようになったら、きっと枠変更を行うと思います。枠を現行より細かく分けたら、多様な活動の機会が増えると思います。

2つ目に、行政による先行予約の増加によって市民の活動が阻害されうることについて。かつて同様の意見が市議会でも挙がったと聞いています。その際には「市民活動を阻害しない」という説明がなされたと聞いています。講座数ではなく枠数で数を把握して、本当に阻害されているのかどうか、根拠をもって議論すべきだと思います。市民企画講座は柴崎学習館とAIMでの開催に偏っているところがあります。分散を図っていきます。

(会 長) 委員Eはいかがですか。

(委員E) 各ご意見は「公平で柔軟な施設利用の推進」にかかるものが多かったと思いますが、「学習施設の連携促進」の方に関心があります。若い人の学びの場の確保や、歴史民俗資料館との連携等。様々なところと連携することで学びのバリエーションが増えるのではないかと思います。

(会 長) 予め文案を作成していますが、今の議論を踏まえて次のように修正します。

「市民の活動や学習の場として活用される地域の施設は、地域学習館や社会教育施設に限らず多様な形で存在します。学習等供用施設を含む、さまざまな地域の施設を『いつでも、どこでも、だれでも』自由に気軽に利用できるように、関連する団体や機関での情報の共有化や予約方法・利用方法の改善がよりいっそう進められる必要があります。こうした市民の利便性を高める中で、専門職員を配置する社会教育施設の特色を明確にしていくことも重要です。」

実際に市民が使っている施設は、社会教育施設に限らず、民間施設を含めてたくさんあります。まずその存在を意識しておく必要があります。それらの施設が誰でも自由に使える環境を作るために、場所、借り方、条件整理を進めなければなりません。そうした中で、社会教育施設は、その特徴として「専門職員がいる」ことが挙げられるわけですから、単なる貸館だけではなく、学習支援等も意識してしっかりと特色を出していく必要があります。この文案でいかがですか。(異議なし)

(2) -3 進捗評価表 各コメント欄の確認

(会 長) 事務局はすべて読み上げてください。(事務局・管理係長が読み上げ)

言い回しの修正は正副会長と事務局に一任いただければと思います。趣旨についてご意見はありますか。

(委員A) I-2-②「地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進」のコメントですが、表現が強すぎるように思います。「ただ学ぶだけでは駄目だ、課題解決のために学ばなければならない、それが入口となる」という旨のことを言っていますよね。これは言い過ぎだと思います。社会教育は「自分たちで学ぶ」ことが基本なのだから、学びに出てきてくれるだけで万々歳ということがあります。普通の人々がやっていることは意味がないのだというようにも聞こえてしまいます。表現

を少し変えた方がよいと思います。

(会 長) では、「個人の主体的な学びの創出のためには、個人のために学ぶだけでなく、地域課題の解決のためにも学ぶことも求められています。(以下同じ)」とするのはいかがですか。

(委員 E) 個人と地域(の対比)というよりは、学ぶことそのものが目的であってもよいし、暮らしの中での(個人的な)課題を解決するという学びもあってもよいし、そしてその課題というのは個人のものでなくて地域で共有できるものだ、という話だったと思います。ここで言いたいことは「学ぶ目的」のことであって、地域課題のことだけではなくて、個人の課題も含まれた「課題」なんだということ、短い文章にしたときにこうなってしまったのかなと思います。学ぶこと自体を楽しむ学びもあれば、何か問題を解決するための学びもあるんだと。

(委員 C) 当時の会議録を見ると、「そもそも市民の学びが地域や個人の生きがいとともに地域や個人の課題解決の入口としての役割を持っているのだという認識が必要だということ、つまり学ぶために学ぶのではなくて何か課題があってそれが学習の入口であるということ、これが大事なポイントの1つ目」とあります。

(委員 E) 先に個人や地域の課題ということに触れていますね。

(会 長) 思い切ってもっと分かりやすいのはどうでしょうか。「個人の学びが一人ひとりの生きがいであることに留まらず、地域の課題解決へと広がることも大切です。」(異議なし)

(委員 B) III-1-①「地域人材の把握・育成・ネットワークの構築」の課題の部分で、「ボランティアによる市民組織は、時に委員の負担感・やらされ感が大きいこともあります。」とあります。たちかわ市民交流大学市民推進委員会や市民リーダーの会に限れば、負担感はあるけれどもやらされ感はありません。」「(扱っている)分野にばらつきがある」という旨の記述がよいと思います。

(会 長) 修正できますか。

(事務局・センター長) ご意見を踏まえて修正を検討します。

(会 長) 他にも少し気になる言い回しがあります。事務局と調整して、趣旨を変えないように少し修正するかもしれませんが、最終案は事前に各委員に送付します。

(2) -4 平成29年度の進捗評価表(案)について

(事務局・管理係長) 資料6をご覧ください。ご意見があればお願いします。

(委員 E) 評価は、今年度は自己評価だったものが生涯審による評価になるのは大きな変更になると思うのですが。S~Dの自己評価は行わないようになるのですか。自己評価がなくて他者評価だけになるというのはどうなのかなと思います。

(会 長) 今は「評価者コメント」として端的に書くだけですが、次からは事務局が考える課題や方向性と、生涯審が考える課題や方向性を記入する欄を作ろうと考えました。評価については、まずは事務局による自己評価を入れていただき、生涯審での議論を踏まえて修正していただく形はどうですか。評価表(案)は、生涯審の記載欄にくっついているので、評価欄を切り離すのはどうですか。

(事務局・管理係員) 評価欄を切り離して、1.評価対象となる「具体化の取組」と取組状

況・成果、2.生涯審による評価、3.評価とし、三段にするということでしょうか。

(会 長) 2.は、生涯審によるコメントにしましょう。

(事務局・管理係員) 1.と2.それぞれに評価の欄を作るのはいかがですか。

(会 長) 三段目の方がいいでしょう。

(委員E) 三段目に評価として、事務局評価を記入するところと生涯審評価（総合評価）記入するところの二枠を作ることもできます。

(会 長) それでもよいのですが、（両評価を記入する欄があることで）事務局の評価を生涯審が覆すというのもどうかと思いますので、一枠にして、事務局評価を修正する必要がある場合は協議の上修正するという形がいいと思います。書式は事務局が修正してください。

(2) -5 Ⅲ-2-①及びⅢ-3-①の評価について

(委員A) Ⅲ-2-①とⅢ-3-①のS～Dの評価について確定していません。

(会 長) 事務局評価のとおりでよろしいですか。（異議なし）

7. その他

8. 議事の要旨（要点）の確認